



「年金生活者支援給付金請求書」の提出をお願いします！

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象となる方

● 老齢基礎年金を受給している方

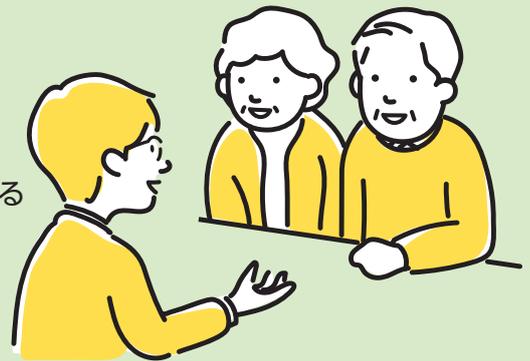
以下の要件をすべて満たしている必要があります

- ・ 65歳以上である
- ・ 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ・ 年金収入額とその他所得額の合計が909,000円以下である

● 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります

- ・ 前年の所得額が4,794,000円以下である



請求の手続き

① 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から9月初旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付されています。

同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。

令和8年1月5日までに請求手続きが完了しますと、令和7年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

請求手続きはお早めに！

② 年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることもありません。「年金生活者支援給付金」をかたる詐欺にご注意ください。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになった際は、お電話ください。

『給付金専用ダイヤル』

0570-05-4092（ナビダイヤル）

年金給付金

検索





人権擁護委員の退任と再任のお知らせ

再任委員のご紹介



現在、人権擁護委員として地域に貢献していただいております藤田淳磨さんが、9月30日で任期満了となりましたが、引き続き、人権擁護委員として10月1日付で再任されました。
町民の皆さんどうぞよろしくお願いいたします。

人権って何だろう？ 小学校人権教室

9月10日、中頓別小学校で人権教室が行われました。

人権擁護委員の今野氏が小学校を訪れ、紙芝居や動画を用いながら人権についてのお話をしました。

児童は真剣な面持ちでお話を聞き、自分や相手の気持ちを大切にすることの大切さを学びました。



サイバー犯罪から子を守る 枝幸警察署との協定締結

9月17日、役場大会議室で「サイバー空間の脅威から子どもを守る活動に関する協定締結式」が行われました。

本協定は、教育委員会と枝幸警察署が締結したもので、小中学校に対するサイバー犯罪等への対処能力向上、被害の未然防止を目的としており、本協定に基づき、情報共有や講師派遣などの相互支援を行います。

